

台湾からのお知らせ

発信元：台北駐日経済文化代表処 領事部

東京都港区白金台5-20-2 (〒108-0071)

TEL：03-3280-7802 (内線6) FAX：03-3280-7923

発信日：2011年2月22日

「商務認証」

日本で作成された文書・書類は台湾の関係官庁に提出する前に当代表処または横浜・大阪・福岡・沖縄・札幌にある各弁事処による認証が要求されます。認証を受けるための手続きと添付書類について、公文書（官公署または政府の行政機関によって発行された戸籍謄本、会社登記簿謄本、印鑑証明、原産地証明、医療器具製造承認書など）と私文書（会社あるいは個人で作成した委任状、授權書、宣誓書、会社の議事録、定款、個人の履歴書等）に分けて説明しますが、詳しくはお電話でお確かめください。

●認証の手続きと添付書類

1. 公文書

- (1) 公文書の原本とそのコピー一部ずつ
- (2) 関係者本人が出頭する場合、本人の身分証明になるもの（旅券・運転免許証・保険証など）を提示すること
- (3) 関係者本人が出頭できない場合、関係者本人の身分証明になるものと出頭者の身分証明になるもの（旅券・運転免許証・保険証など）を提示し、そのコピーを添付すること。
- (4) 会社が申請者として社員が出頭する場合、社員証明と社員の身分証明になるもの（旅券・運転免許証・保険証など）を提示し、そのコピーを添付すること。
- (5) 訳文付きの場合、基本手数料のほかに、訳文認証の料金が必要。
- (6) 申請して三日目に交付。お急ぎの場合、手数料の五割増しで翌日交付。

2. 私文書

- (1) 私文書の原本とそのコピー一部ずつ
- (2) 私文書を作成した本人或いは会社の代表者が出頭しなければなりません。出頭する際に身分証明になるもの（旅券・運転免許証・保険証など）を提示すること。なお文書に会社名と会社の肩書などを書き入れたり、捺印したりした場合、会社の登記簿謄本と印鑑証明の添付が必要となります。
- (3) 本人或いは会社の代表者が出頭できない場合、公証役場において公証人の公証が必要となります。また代理出頭者の身分証明になるもの（旅券・運転免許証・保険証など）

を提示し、そのコピーを添付すること。

(4) 訳文付きの場合、基本手数料のほかに、訳文認証の料金が必要。

(5) 申請して三日目に交付。お急ぎの場合、手数料の五割増しで翌日交付。

注：

(1) 各地の商工会議所、財団法人、検定協会、外郭団体、学校、病院に作成された文書・書類は、その内容によって認証の手続きまたは添付する書類が異なるので、事前にお問い合わせください。

■わが国の通関施策、輸入許可などに関することは、以下の資料を参照ください。

1、通関政策に関する情報：

財政部関税総局 <http://web.customs.gov.tw/mp.asp?mp=1>

貨物通関服務 <http://web.customs.gov.tw/np.asp?ctNode=13101>

通関知識庫 <http://web.customs.gov.tw/np.asp?ctNode=13112>

進口（輸入） <http://web.customs.gov.tw/lp.asp?CtNode=13115&CtUnit=1107&BaseDSD=7>

2、輸入許可に係る規則：

經濟部国際貿易局 <http://cweb.trade.gov.tw/mp.asp?mp=1>

貿易法規（規則） <http://cweb.trade.gov.tw/kmi.asp?xdurl=kmi.f.asp&cat=CAT328>

貨品輸出入規定 <http://cweb.trade.gov.tw/kmi.asp?xdurl=kmi.f.asp&cat=CAT330>

3、日台企業のビジネスを推進する情報周知：

經濟部投資業務処 <http://www.dois.moea.gov.tw/main.asp>

日本企業台湾進出支援（JAPAN DESK） <http://www.japandesk.com.tw/>

4、当処の連絡窓口：

査証業部：03-3280-7802 / 03-3280-7803

関税業務担当者：黄錫耀（コウ セキ ヨウ）電話：03-3280-7889 FAX：03-3280-7928

貿易業部担当者：郭琳玲（カク リン レイ）電話：03-3280-7887 FAX：03-3280-7928